

社会福祉法人東京緑新会役員及び評議員の報酬等に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、社会福祉法人東京緑新会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規則でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び、評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 役員が理事会に出席したとき及び、評議員が評議員会に出席したときは、別表2により交通費を支払うことができる。

(役員及び評議員の報酬)

第4条 役員が理事会出席以外で法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払う。交通費は別表2により支払う。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払う。交通費は別表2により支払う。

(常任役員報酬)

第5条 常任役員についての報酬は、別表4により支払う。賞与等については、理事長が別に定める。

(支給の方法や形態)

第6条 常勤役員及び非常勤役員等（監事を含む）で月額制による報酬の場合は、当月末日締めで25日払いとして、金融機関振込による支給とする。

2 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、業務外において法人業務を行った場合は、別表3に基づいて報酬を支給する。

3 時給単価を基本とした非常勤役員等及び評議員に対する報酬は、理事会や評議員会に出席した都度現金で支給する。ただし、理事長や役員（非常勤も含む）等が時給を基本とした報酬費により法人運営の業務を定期的に行った場合は、当月末日締めで翌月25日払いとして、金融機関振込による支給とする。

(附 則)

第1条 この規則は、平成23年4月1日より施行する。施行日以前に行った行為は従前の規程による。

第2条 基準の一部改正は、平成30年度第1回評議員会の承認を得てから施行する。ただし、平成29年6月21日から適用する。

第3条 基準の一部改正は、令和元年11月16日から施行する。ただし、平成29年6月21日から適用する。

別表1

役 職 名	報 酬 金 額	そ の 他
理事長	20,000 円	
理事長以外の理事	15,000 円	
評議員	15,000 円	

別表2

役 職 名	交 通 費	そ の 他
理事長	2,000 円	
理事長以外の理事	2,000 円	
評議員	2,000 円	

別表3

役 職 名	報 酬	
	5時間未満	5時間以上
理事長	20,000 円	40,000 円
理事長以外の理事	15,000 円	25,000 円
評議員	15,000 円	25,000 円

別表4

役職名	職 名	報 酬	手 当
理 事	園 長	月額40万	12万円